

資料 6

# 公共施設使用料の見直しに係る基本方針（原案）

令和3年2月19日時点

令和●●年●月

甲賀市

## 内容

はじめに.....	- 1 -
1 使用料見直しの対象施設.....	- 2 -
2 甲賀市の現状と課題.....	- 3 -
3 使用料見直しの基本方針.....	- 5 -
4 使用料の算定方法.....	- 6 -
5 サービス原価.....	- 8 -
6 受益者負担割合.....	- 9 -
7 その他の留意事項.....	- 10 -
8 使用料の減額、免除.....	- 11 -

変更点①  
見直しに至る経緯を追記。

## はじめに

行政サービスの提供に要するコストは、その多くが税金によって賄われています。一方、特定の人が利益を受ける場合には、その受益者に応分の負担を求める「受益者負担の原則」が地方自治法により認められています。これはサービスを利用する方・しない方の負担の公平性を考慮したものです。

甲賀市の公共施設の使用料は、各旧町において当時の維持管理等に要するコストや近隣自治体の施設使用料を参考に設定された料金体系をベースに、合併時、旧町の均衡を重視して改定され、その後据え置かれているものが大半です。そのため、物価の上昇や消費税率の改正といった社会経済状況の変化を踏まえ、現在の施設の維持管理等に要するコストに対して利用者の負担割合を設定するという視点で、適正な料金への見直しが必要となっています。

平成27年度に策定された市の行政改革の方向性を示す基本方針である第3次行政改革大綱においては、将来に渡って持続可能で自立的な行政経営をめざす取り組みの一つとして、受益者負担の原則に基づいた使用料の見直しを進めることを掲げています。また、平成29年度に「公の施設等の管理運営について」をテーマに実施した包括外部監査においても、現状の使用料の根拠が明確ではないため、統一した方針を定めて適正な料金体系に見直す必要があるとの提言が示されています。このような経緯もあり、使用料の適正化についてはこれまでも議論がなされてきましたが、見直しによる市民生活への影響を鑑み改定には至っておりませんでした。

しかし、厳しい財政状況の中、老朽化の進む施設の維持補修や建替え等の財源を確保し、サービスの水準を維持するためには、少子高齢化や生活様式の多様化といった社会構造の変化を踏まえ、使用料も含めた今後の施設のあり方について検討していく必要があります。そのため甲賀市では、令和2年度に策定した「公共施設等総合管理計画に基づく第1期行動計画」に基づき、施設の適正な維持管理や長寿命化、施設再編、管理運営の効率化といった施設の最適化を、令和10年度を目標年次とし計画的に進めていくこととしています。

よって、使用料についても将来に渡って持続可能な施設運営を見据えた適正な料金設定への見直しに着手することとし、利用者の受益と負担のあり方や負担額の根拠等のルールを明確化することを目的に、「公共施設使用料の見直しに係る基本方針」を定めま

### 【参考：地方自治法】

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

⇒行政財産の目的外使用または、公の施設の利用の対価として徴収する料金

変更点②  
対象施設数を修正（約 150 施設→約 140 施設）。  
対象施設の内訳を追記。

# 1 使用料見直しの対象施設

## （1）対象施設

原則、条例に規定されているすべての使用料を徴収する施設を対象とします。

※現在、使用料未徴収施設についても、受益者負担の必要性を考慮し、見直しを図ります。

※利用料金制を導入し、指定管理者が管理している施設についても利用料の見直しを実施し、条例で定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めることとします。

見直しの対象となる施設：約 140 施設

【表 1】見直しの対象となる施設

甲賀市公共施設総合管理計画に基づく施設分類	施設数
コミュニティセンター（防災コミセン含む）、公民館	22
集会・研修施設	13
文化センター・ホール	5
運動公園、体育館、室内運動場	19
公園・広場	2
資料館等、文化財	8
宿泊施設、入浴施設、観光物産施設	4
農林業振興施設、物産・販売施設	6
児童館	2
生涯学習・体験施設	3
展示学習施設	3
学校施設開放	27
駐車場、駐輪場	22
その他（市民交流駅施設、斎場、プール、福祉センター）	各1

## （2）対象外となる施設

① 使用料を徴収できない施設

【例】学校（学校開放に係るものを除く）、図書館等

② 法令等により独自の根拠に基づいて算定方法が定められているもの及び国や県の基準により算定しているもの

【例】公営住宅使用料、保育料等

③ 行政財産の目的外使用料など公有財産に関する条例等で定めているもの

【例】道路占用料等

④ 企業会計において独自の根拠に基づいて算定しているもの

【例】水道料金、下水道使用料等

⑤ 経済的な配慮が必要であり個別に検討を要するもの

変更点③  
現状の公共施設運営上の課題を追記。

## 2 甲賀市の現状と課題

### (1) 甲賀市の財政状況

### (2) 公共施設の現状と課題

#### ○公共施設のあり方検討（公共施設マネジメント）の取り組み

旧5町の合併により誕生した本市は、人口一人あたりの施設保有量が同規模自治体の平均値の約1.4倍となっています。人口減少や財政規模の縮小が見込まれる中、施設の老朽化に伴う更新や維持・修繕費用は今後も増大していくと予想され、全ての施設を維持し続けることは困難となっています。また、社会構造の変化に伴い市民ニーズも変化してきており、こうした時代の変化に対応していくため、公共施設の最適化に向けた取り組みを進めています。

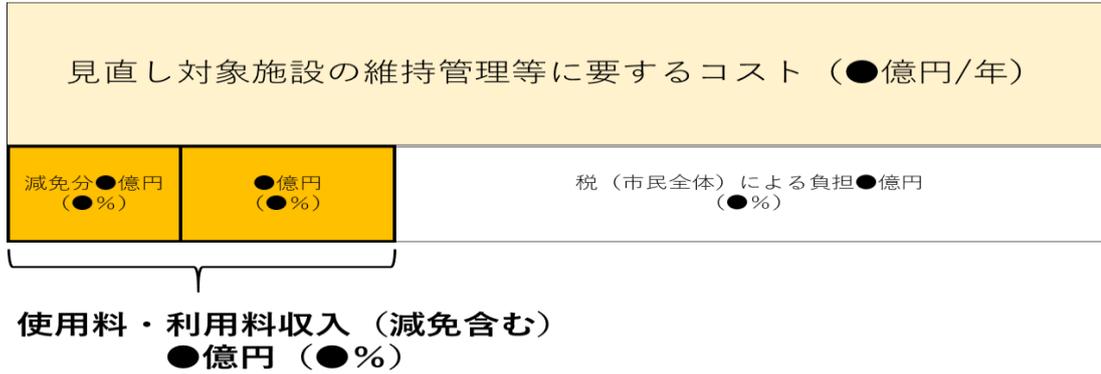
【表2】公共施設の最適化に向けた取り組み

年度	取り組み名	内容
平成29年度	公共施設等総合管理計画『施設の最適化方針』	効率的・効果的な公共施設等の管理の基本的な考え方、今後40年間の削減目標（延床面積で30%減）などを示す。
令和元年度	公共施設の最適化計画	総合管理計画の考え方を、具体的な方向性案として整理。
令和2年度	第1期行動計画	施設ごとの方向性案や対策内容を具体化。

## ○公共施設の経営状況

見直し対象施設の令和元年度の維持管理等に要するコストは約●円で、使用料・利用料（減免含む）収入の総額は約●円でした。維持管理コストに占める収入の割合は●%で、残りの●円（●%）は税金で補てんしている状態です。また、使用料・利用料の減免額は●円で、維持管理コストの●%を占めています。

【表3】見直し対象施設の経営状況（令和元年度）

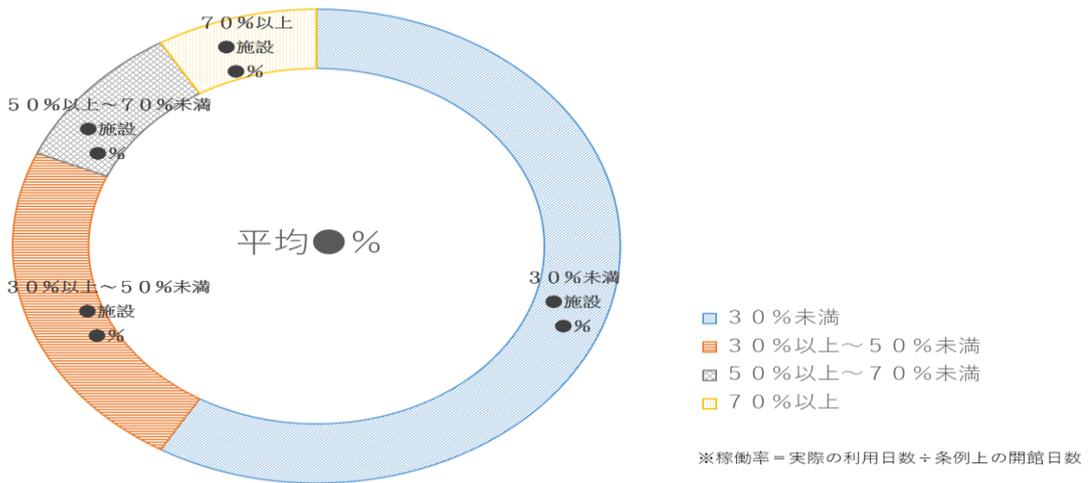


※減免とは  
市の施策推進の観点から使用料・利用料の負担を限定的・特例的に軽減する必要がある場合、一部または全部を免除するもの。

## ○公共施設の稼働率

見直し対象施設の令和元年度の稼働率は平均●%です。

【表4】公共施設の稼働率（令和元年度）



### 3 使用料見直しの3つの柱

---

#### (1) 受益者負担の原則に基づく算定方法の明確化

使用料が施設の維持管理等に要するコストを下回る場合、解離分は公費（税金）で賄うことから、受益者とサービスを利用しない方との負担の公平性を考え、受益者に応分の負担を求めます。また、負担を求めるにあたり積算根拠を明確にするため、算定方法に原価計算方式を用い、市民にわかりやすく、しかも透明性を確保しながら見直しを行います。

#### (2) 減額・免除の基準の見直し

受益者間における公平性の観点から、減額・免除の基準の見直しを図り、今後、減額・免除の基準を適用する場合には、わかりやすく誰から見ても必要と考えられる範囲に限定します。

**変更点④**  
維持管理コストが使用料算定の基礎となることから、業務の見直しや改善を積極的に行い、経費削減に努める市側の努力が不可欠である旨を基本方針に追記。

#### (3) コスト削減の取り組みと継続的な見直し

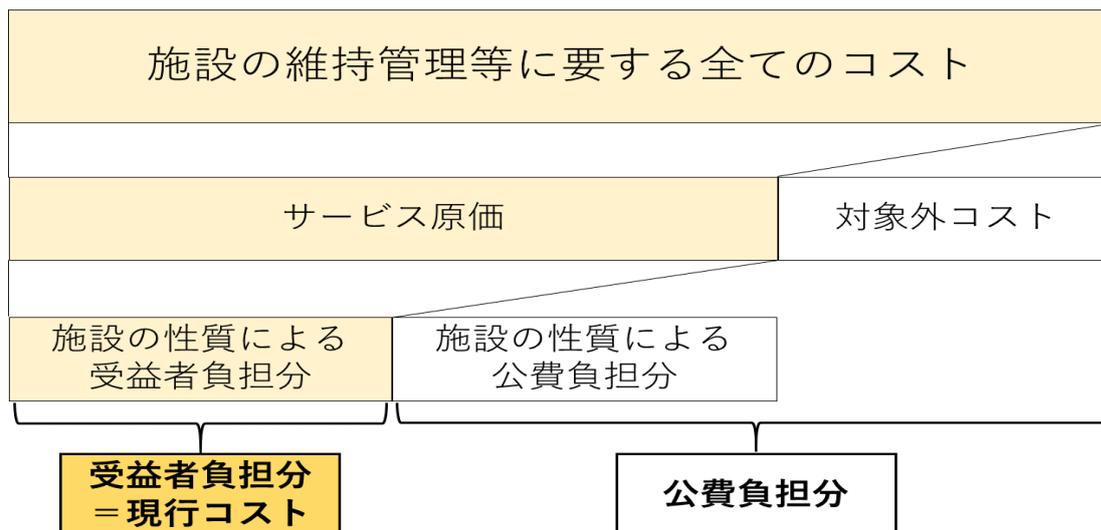
施設の維持管理等に要するコストを使用料算定の基礎とすることから、効果的・効率的な施設運営によりコストを削減し、市民が利用しやすい使用料が設定できるよう行政側の努力が不可欠です。今後は、社会・経済情勢の変化も踏まえながら、使用料と施設の維持管理コストの分析を継続的に実施し、原則として4年ごとに使用料の見直しを行います。

変更点⑤  
算定方法がわかりやすいように図や文言を追加。  
(算定方法自体に変更はありません)

## 4 使用料の算定方法

**使用料＝現行コスト（サービス原価×受益者負担割合）＋各種調整**

【表5】現行コストのイメージ図



### (1) 会議室・ホール等、一定区画の貸出の場合

・・・1室あたりのサービス原価×受益者負担割合

- ① 1㎡あたりの年間サービス原価＝施設全体のサービス原価÷総貸出面積
- ② 1㎡あたりの時間サービス原価＝①÷年間開館時間
- ③ 1室あたりのサービス原価＝②×利用面積×利用時間
- ④ 1室あたりの現行コスト＝③×受益者負担割合

#### 【例】会議室Aを1時間利用する場合の現行コスト

会議室A	会議室B	事務所	トイレ・廊下	延床面積	総貸出面積
200㎡	100㎡	100㎡	50㎡	550㎡	500㎡

※施設全体のサービス原価：1,200,000円、年間開館時間：250時間、受益者負担割合：50%

- ① 1㎡あたりの年間サービス原価：1,200,000円÷500㎡＝2,400円／㎡
- ② 1㎡あたりの時間サービス原価：2,400円÷250時間＝9.6円／㎡／時間
- ③ 1室あたりのサービス原価：9.6円／㎡／時間×200㎡＝1,920円／室
- ④ 1室あたりの現行コスト：1,920円／室×50%（受益者負担割合）×1時間＝960円／室

## (2) プール等、個人単位で使用料を徴収する場合

・・・ 1人あたりのサービス原価×受益者負担割合

- ① 1人あたりのサービス原価＝施設全体の原価÷年間受益（利用）目標者数
- ② 1人あたりの現行コスト＝①×受益者負担割合

### 【例】 プールを利用する場合の現行コスト

※施設全体のサービス原価：1,200,000円、年間開館時間：250時間、年間利用目標者数：4,000人、受益者負担割合：100%

① 1人あたりのサービス原価：1,200,000円÷4,000人＝300円／人

② 1人あたりの現行コスト：300円／人×100%（受益者負担割合）＝300円／人

## (3) 宿泊施設・キャンプ場・博物館・駐車場等、個別に算定する場合

近隣自治体や民間事業者と同種・競争性の強い施設や、主に市外利用者を対象とした施設については、近隣自治体や民間事業者の料金動向を踏まえて使用料を設定する必要があるため、個別に算定します。

## (4) 各種調整

- 使用料設定にあたっては、過去の改定状況や近隣市町の状況、民間施設の状況なども考慮しながら行い、利用者にとって著しい負担が生じることがないように配慮します。
- 類似施設で施設ごとに使用料を設定することにより、利用者の混乱をきたす恐れがある場合、各施設の平均使用料を採用できることとします。  
(例) テニスコートなどのスポーツ施設 等
- 新施設については、受益者の快適性や満足度が高まるため、統一した基準により加算できることとします。

**変更点⑥**

将来の建替えや大規模改修も見据えた料金設定にすべきという行革推進委員会の意見を受け、大規模な改修費等もサービス原価に含めるよう変更。

## 5 サービス原価

施設の維持管理等に要するコストのうち、使用料の算定の基礎となるものを「サービス原価」と呼びます。

$$\text{サービス原価} = \text{人件費} + \text{物件費} + \text{維持補修費} + \text{減価償却費}$$

【表6】 サービス原価に含めるコスト

人件費	・ 従事する職員の1人当たりの平均給与
物件費	需用費 ・ サービス提供に必要となる物品の取得修理等に係る経費 (消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費等)
	役務費 ・ 通信運搬費、保管料、手数料、火災保険料等
	委託料 ・ 施設の運営および保守点検等の作業を外部委託する費用
	備品購入費 ・ 机や椅子などその性質形状を変えることなく、比較的長く使用し、保存できる物品の取得に要する費用
	その他 ・ 使用料、賃借料(借地代含む)などサービス提供および施設の維持管理に要する上記以外の費用
維持補修費	・ 修繕費や工事請負費など施設の維持補修に要する費用
減価償却費	・ 建物等の取得に要した支出額を、耐用年数を基準として年度ごとに配分する費用

※減価償却費と維持補修費について

本市のサービス原価の積算方法は、公会計の行政コスト計算の手法を参考にしており、減価償却費(使用による固定資産の価値の減少分)等の「資本に関する経費」も費用に含めています。

使用料の算定にあたって、資本に関する経費は税負担とするという考え方もありますが、多くの公共施設を抱える本市においては、施設の老朽化による改築や大規模改修、建替えに伴う経費の増大を見据えながら、こうした経費を含めて利用者負担と市民全体の税による負担のあり方を考えていく必要があります。

したがって、施設の利用にかかる利益と負担の対応関係を明確にするため、資本に関する経費もサービス原価に含めたうえで、施設ごとの性質によって、利用者と市民全体の税による負担の比率を設定し、双方のバランスを図る手法が適切であると考えます。

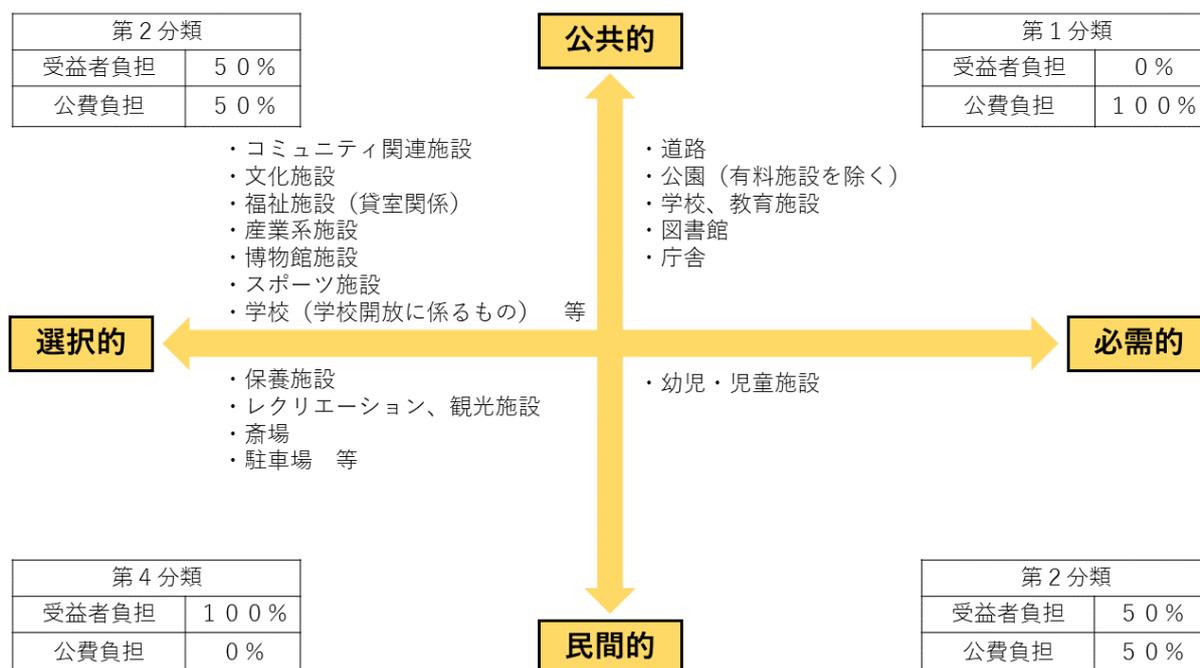
【表7】 サービス原価に含めないコスト

用地取得費	・ 土地は減価償却しない資産であり、当該施設が廃止された場合でも市の財産として残るため。
事業費	・ 各施設における市が主体となって行う事業費などは、受益者に転嫁すべきではないため。

## 6 受益者負担割合

公の施設には、市民の日常生活に必要不可欠でありながら市場では供給されないもの、また、民間でも類似のサービスを提供しているものなど、さまざまな施設が存在します。このような施設の性質の違いを考慮せず、一律一律な負担を求めると、かえって公平性・公正性を損なうこととなります。そこで、各施設のサービスの性質によって区分し、受益者と行政の負担割合を設定し、4つの領域に分類します。

【表 8】受益者負担割合表



※第3分類と第4分類の区分（公共的か民間的か）については、市町村によって考え方がわかれるところですが、甲賀市では、原則、市内の民間施設と競合している施設のみを「民間的」＝第4分類とします。

（例）宿泊施設、キャンプ場、プール、斎場、駐車場・駐輪場 等

※同一施設でも、性質によって異なる受益者負担割合に区分される場合があります。

【例】「水ロススポーツの森」の受益者負担割合

大分類	小分類	施設
第3分類	スポーツ施設	陸上競技場、野球場、多目的グラウンド、テニスコート
第4分類	レクリエーション・観光施設	キャンプ場、ロッジ、プール

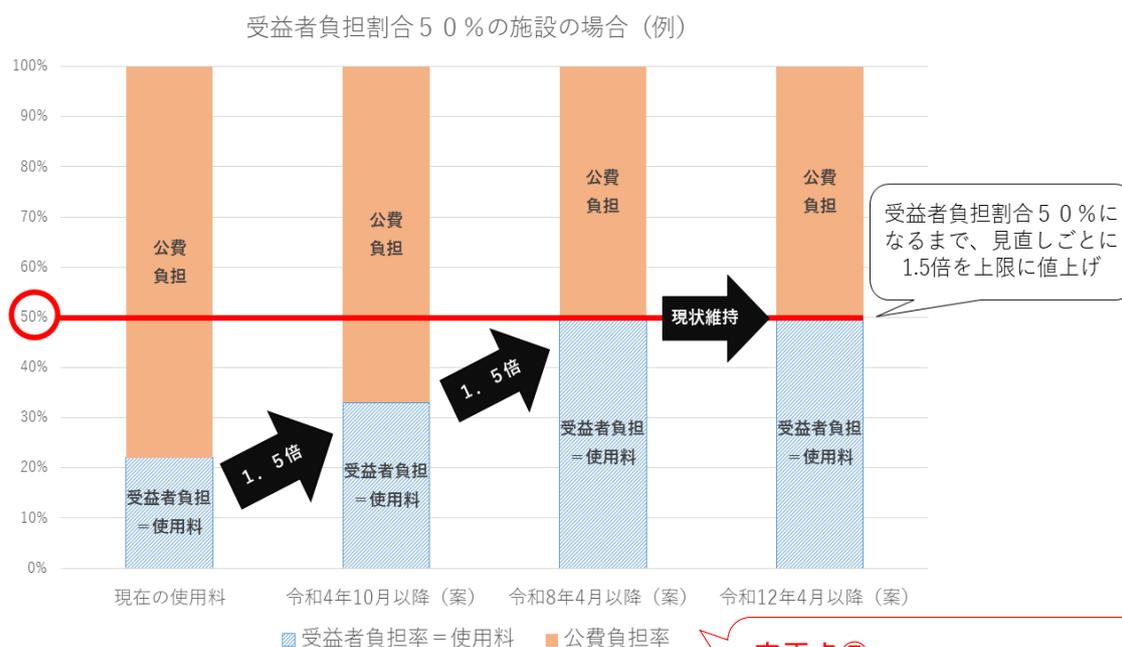
## 7 その他の留意事項

### (1) 激変緩和措置

使用料の改定は市民生活に直結しており、算出された料金によっては、大幅な料金改定となり、利用者に急激な負担を強いることとなります。

このことから、現在の使用料と改定使用料に著しい差が生じないように、現行コストが現在の使用料より高くなる場合、1回の改定における上げ幅は1.5倍までとします。なお、今後は、原則4年ごとに使用料の見直しを行います。

【表9】激変緩和措置を適用した場合の使用料の推移（例）



**変更点⑦**  
激変緩和措置を適用した場合の、今後の見通しについて図を追加。

### (2) その他

○市外利用者には、公平な負担の観点から市内利用者とは異なる使用料を設定できることとします。

○市外料金、営利目的加算、入場料加算、規定時間を超えた利用への加算、運動場や体育館等の照明使用料は、統一した基準を設けることとします。

○冷暖房設備使用料は原則、部屋の使用料に含めることとします。

○時間帯や平日・祝日によって異なる料金体系を採用している施設については、合理的な理由がない限り、1時間単位の料金体系に変更することとします。

○市民の力を活かしたまちづくりを推進する観点から、使用料の見直しにあたっては、施設を利用する市民活動団体等への支援についても、併せて検討していくこととします。

**変更点⑧**  
使用料の見直しは、市民活動の停滞を招くことがないように、市民活動団体等への支援についても併せて検討していく旨を追加。

## 8 使用料の減額、免除

### (1) 減額、免除の基本的な考え方

料金の減免措置は、受益者負担の原則の例外として、市の施策推進の観点から限定的・特例的に行われるものです。しかし、対象の拡大的な運用や、受益者の大半が減免されている場合などは、料金設定の意義が失われ、受益者負担の原則から逸脱することになります。

そこで、各施設やサービスの特性に配慮しつつ、これまでの減額、免除の規定の見直しを図り、市民にわかりやすく、誰からみても必要と考えられる範囲に限定します。

### (2) 基準の設定方法

使用料の減額や免除の基準は、施設の設置目的や利用者との関係が多様なことから、全施設に一律の基準を適用することは現実的ではないため、次の考え方を基本に設定することとします。

**共通の減免基準 + 個別の減免基準**

#### ○共通の減免基準

利用者・利用目的等による区分		減免率
①	市等が主催又は共催して利用する場合	免除 (100%)
②	市等の附属機関及びそれに準ずる機関や、公的機関から委嘱又は任命された者・団体が、公益的な目的で利用する場合	免除 (100%)
③	施設の管理運営団体（指定管理者）が、施設の管理運営目的（協定書記載の業務）で自らが管理する施設を利用する場合	免除 (100%)

※その他、特別の事情があると認められるときは、個別に協議する。

#### ○個別の減免基準

施設等で減額や免除の対象を規定する場合は、政策的・特例的措置として限定適用されるものであることを十分考慮したうえで、誰から見ても必要と考えられる範囲で設定し、市ホームページ等で公表することとします。